

「生産緑地買取申出書」について

1 申出理由が主たる従事者の死亡による場合

- ① 生産緑地買取申出書
- ② 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明書
(農業委員会で発行)
- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 公図の写し
- ⑤ 位置図
- ⑥ 委任状(代理人の場合)

※登記が終わっていない場合は遺産分割協議書の写しを提出して下さい。

(遺産分割協議が整っていない場合)

- ① 生産緑地買取申出書(法定相続人全員の連名で実印を押印したもの)
- ② 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明書
(農業委員会で発行)
- ③ 法定相続人全員の印鑑登録証明書
- ④ 土地全部事項証明書
- ⑤ 公図の写し
- ⑥ 位置図
- ⑦ 委任状
- ⑧ 戸籍謄本(写しでも可)
- ⑨ 相続関係説明図

○申出書の提出は、事由が発生してから、概ね1年以内に行ってください。

○相続した生産緑地の一部または、全部の買取申出が可能です。

○同一の申出人において、同一の主たる従事者の死亡に対する買取申出は1回限りです。(ひとつの相続に対して、買取申出は1回)

2 申出理由が主たる従事者の故障による場合

- ① 生産緑地買取申出書
- ② 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明書
(農業委員会で発行)
- ③ 土地全部事項証明書
- ④ 「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」であることを証明する医師の診断書
- ⑤ 公図の写し
- ⑥ 位置図
- ⑦ 委任状 (代理人の場合)

○農林漁業に従事することを不可能にさせる故障であることから、全ての生産緑地の買取申出を行ってください。

○相続税の納税猶予を受けている場合は、申出前に税務署に相談して下さい。

3 申出理由が指定から30年経過による場合

- ① 生産緑地買取申出書
- ② 土地全部事項証明書
- ③ 公図の写し
- ④ 位置図
- ⑤ 委任状 (代理人の場合)

※令和6年9月19日より、生産緑地法による買取申出を行った生産緑地の所有者は、生産緑地法第12条の規定に基づく買い取らない旨の通知があった日の翌日から1年間に限り、当該生産緑地に係る「公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出」が、不要となります。

ただし、買取申出の日から起算して3月以内に所有権の移転を行うと、当該生産緑地の行為制限の解除が行われなくなるのでご注意ください。

問合せ 鴻巣市 都市計画課 計画担当

TEL 048-541-1321